




# 東尾張支部だより

東尾張支部 

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 東尾張支部  
 TEL:0561-52-6977 FAX:0561-52-6976  
 尾張旭市東大道町原田2525-5 アスカ3F  
 E-mail:mail@higashiowari.com



- 1頁 ◆副支部長 挨拶 ◆予告 ◆県下統一研修会案内
- 2頁 ◆「合同ブロック会議」「第2回支部企画研修会」延期の報告  
 ◆「第3回支部企画研修会」予告 ◆「事務所訪問」報告 ◆無料相談日程
- 3頁 ◆関連法規Q&A
- 4頁・5頁 ◆支部役員の紹介
- 6頁 ◆広報委員紹介 ◆事務局からのお知らせ



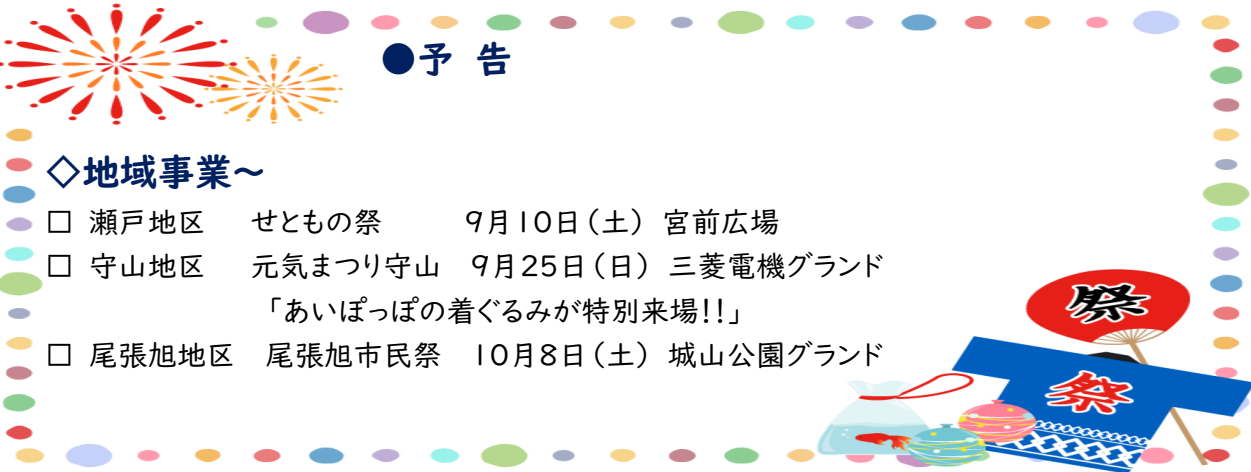
## ●副支部長 挨拶

酒井支部長のもと引続き副支部長を任命いただきました田島です。  
 会員の皆様には日頃より支部事業にご協力いただき感謝申し上げます。  
 ご存じの通りこのコロナ禍の約2年半は、支部事業等が思うように実施できませんでした。しかしそんな状況下においても、感染拡大防止に細心の注意を払い安全で有意義な支部事業を企画・実施していきたいと思えます。  
 また、多くの新入会員の方々におかれましては、ぜひとも地域事業や研修会等の支部事業に参加し、親睦を図り事業の発展に繋がれば...と願っております。  
 最後にコロナ禍も第7波に突入し、急激な感染拡大を起こしていますが、猛暑による熱中症にも十分に注意し、体調管理をしっかりと行い、今年の夏を乗り切りましょう！



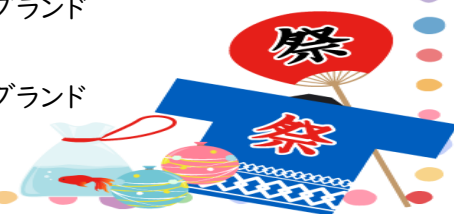
副支部長  
田島 敬二

## ●予告



### ◇地域事業～

- 瀬戸地区 せともの祭 9月10日(土) 宮前広場
- 守山地区 元気まつり守山 9月25日(日) 三菱電機グランド  
 「あいぽっぽの着ぐるみが特別来場!!」
- 尾張旭地区 尾張旭市民祭 10月8日(土) 城山公園グランド



## 「県下統一研修会」 ～ 正会員の方は義務受講～

今回も「会員マイページ」を利用した研修動画 9月1日(木)～15日(木)

本メール便に本部からの「テキストと受講方法等記載したもの」が同封されております。受講いただきますようお願いいたします。インターネット環境が整っていない方につきましては、テキストを読んでいただいた後、同封の「受講報告書」を期間内にFAX、メール等で支部へご提出ください。

## ●合同ブロック会議・第2回支部企画研修会の延期（報告）

7月29日にスカイワードあさひにて以下の通り予定しておりました「合同ブロック会議・第2回支部企画研修会」は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、参加者・関係者の皆様の健康と安全を第一に考慮した結果、延期することにいたしました。ご参加を予定していただいていた皆様にはご迷惑をおかけすることとなり大変申し訳ございません。

新型コロナウイルスの感染状況を鑑みつつ、新しい日程を決め、改めてご案内いたします。何とぞご理解の程よろしく願います。

1. 合同ブロック会議

2. 第2回支部企画研修会

研修①「アスベスト調査の義務化について」 講師：フジ建設(株)

研修②「インボイス制度 ～消費税に関わる新制度～」 講師：尾張瀬戸税務署

残念ながら延期となりました



## ●第3回支部企画研修会（予告）

令和5年1月19日（木）ラグナスイート名古屋

研修会後には、新年懇談会の開催を予定しています。

（詳細が決まり次第、皆様へご案内いたします。）



## ●事務所訪問（報告）

6月21日（火）、新入会員や登録事項に変更があった会員等を対象に会員支援委員が13件を訪問させていただきました。

宅地建物取引のトラブルを未然に防止し、消費者保護を図るため、会員が宅建業法及び関係諸法令等に規定される事項を遵守されているかどうかを確認しました。これは行政による抜き打ち調査の対策にもなります。また、協会や支部へのご意見等をお聞きしたり、支部事業へのご協力をお願いしています。

今回の訪問では、「個人情報保護法書式」の掲示がされていないケースが多くありました。皆様も今一度ご確認ください。※「個人情報保護法書式」は会員マイページからダウンロードできます。



## ●無料相談のお知らせ

一般消費者向けの相談窓口です。

・尾張旭市役所 南庁舎2階（市民相談室） 第1水曜日 13時～16時

・瀬戸市役所 新庁舎1階（相談室） 第3木曜日 9時～12時

宅建協会本部 月～金曜 10時～15時（12時～13時休憩）（来会並びに電話（052-523-2103））

上記会場にて開催しておりますが、会場の都合により日程が変更になる場合もあります。



## 「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律」の施行に伴う宅地建物取引業法施行令の改正について教えてください。



踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年法律第9号。以下、改正法）の施行に伴い、宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号）第3条第1項が改正され、宅地又は建物の売買や宅地の貸借の際の重要事項説明の項目に、以下の(1)及び(2)が追加され、令和3年9月25日から施行されました。

(1)道路外滞留施設協定の承継効（踏切道改良促進法第10条関係）

踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）第3条第1項では、国土交通大臣が、踏切道指定基準に該当する踏切道の中から、交通量等を考慮し、改良する必要がある踏切道を指定するとされています。改正法により、当該指定があった時に作成する地方踏切道改良計画や国踏切道改良計画には、一定の条件の下で、道路外滞留施設の整備又は管理に関する事項を記載することができ、鉄道事業者及び道路管理者は道路外滞留施設所有者等との間において、滞留施設協定を締結し、公示をした上で、当該道路外滞留施設の整備又は管理を行うことができるとされました。当該協定は公示があった後に道路外滞留施設所有者等となった者にも効力が及ぶため、協定の内容によっては、当該協定の存在を知らないまま第三者が道路外滞留施設所有者等となった場合、不測の損害をもたらす可能性があるため、

当該協定の効力について重要事項説明の項目に追加されました。

(2)災害応急対策施設管理協定の承継効（道路法第48条の29の7関係）

改正法により、道路法（昭和27年法律第180条）第48条の29の2では、国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場のうち、災害が発生した場合の円滑な避難等を図るため特に必要と認められるものを防災拠点自動車駐車場として指定することができ、また、同法第48条の29の5では、道路管理者は道路外災害応急対策施設所有者等との間において、災害応急対策施設管理協定を締結して、公示をした上で、当該道路外災害応急対策施設の管理を行うことができることとされました。当該協定は公示があった後に道路外災害応急対策施設所有者等となった者にも効力が及ぶため、協定の内容によっては、当該協定の存在を知らないまま第三者が道路外災害応急対策施設所有者等となった場合、不測の損害をもたらす可能性があるため、当該協定の効力について重要事項説明の項目に追加されました。

宅地建物取引業者等の皆さまにおかれましては、改めて法の趣旨をご理解いただき、改正内容を踏まえたご対応をいただきますよう、よろしくお願い致します。

〈文責：下村英之〉